

平成23年1月7日

株式会社昭和インク工業所
代表取締役 渡邊 浩光 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成22年5月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマダ電機テックランド京都伏見店
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町24番外

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗西側の国道1号線に面した出入口及び店舗東側の出入口においては、来店客車両及び荷さばき車両が安全かつ円滑に出入りするとともに、通行車両はもちろん、自転車及び歩行者との交錯を回避するため、交通整理員の配置など安全面に十分配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の準工業地域に立地しており、店舗北側には事務所、東側には道路を隔てて事業所、住居等、南側には住宅駐車場、集合住宅、飲食店、西側には国道1号線を隔てて飲食店等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、防犯対策や、荷さばき車両についての質問等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を確保しており、法の趣旨からは適正である。

なお、店舗西側の国道1号線に面した出入口及び店舗東側の出入口においては、来店客車両及び荷さばき車両が安全かつ円滑に出入りするとともに、通行車両はもちろん、自転車及び歩行者との交錯を回避するため、交通整理員の配置など安全面に十分配慮することが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ない。

また、運営計画についても適正な配慮がなされていると判断される。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設設置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。夜間における騒音の最大値については、敷地境界において規制基準値を上回る箇所があるものの、走行車両による影響によるものであることや、店舗に近接する住居付近においては基準値を下回ることから、影響は少ないと判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から具体的要請があった場合、協力を行う旨の意思表示がなされている。

また、防犯対策については、営業時間中においては従業員による注意喚起するとともに、営業時間外においても敷地出入口に施錠し進入できないようにするほか、必要に応じて警察とも連携を図り防犯に努める旨表明している。

そのほか、光害対策については減光あるいは点灯時間帯の調整などにより、周辺に影響が生じないよう十分に配慮すると表明されている。

以上のことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。